

令和3年9月6日

保護者 様

上越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等の基準の改定について（通知）

8月30日に県は新型コロナウイルス感染症対策として、県内全域を対象とした「特別警報」を発令しました。上越市内の小中学校でも感染が報告されており、感染の拡大を心配しているところです。各ご家庭におかれましては、より一層、感染症予防に努めていただきたいと思います。

今回、文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）」が示されたことから、上越市のこれまでの基準を見直しましたのでお知らせします。

記

1 上越市における幼稚園・小中学校・放課後児童クラブの休業等の基準について

(1) お子さんの感染が疑われる場合等の対応について

検査対象者に特定された 検査結果が判明するまで、登校できない	陰性	濃厚接触者ではない	保健所や医療機関の指示に従い再登校
		濃厚接触者に特定された	保健所の許可が出るまで2週間程度、登校できない
	陽性	感染が判明	保健所から「療養解除」の指示が出るまで登校できない

*濃厚接触者：感染者との濃厚な接触があったと保健所が判断した者

(2) 学校内で感染症患者が発生し、緊急対応が必要な場合について

- ・学校内で感染症患者が発生し、緊急対応が必要な場合は、全校一斉の緊急下校・降園とします。その場合、下校については、家庭にPTAメールや電話で連絡を行い、下校（スクールバスは運行）・降園とします。保健所から指示のあった場合は、それに従います。

(3) 児童生徒等に感染者が確認された場合の臨時休業等の措置について

- ・感染拡大が予想される範囲に応じて、学級閉鎖、学年閉鎖、または学校全体を臨時休業とします。
- ・期間は2～7日を目安としていますが、保健所などと相談して決めていきます。
- ・感染拡大の恐れがない場合は、閉鎖、休業しない場合もあります。

(4) 放課後児童クラブについて

- ★こんなときは、児童クラブを閉鎖します。
 - ・学校が臨時休業をしているときは閉鎖します。児童クラブは利用できません。
 - ・感染したお子さんが利用していた場合や、感染した職員が勤務していた場合は、感染拡大の恐れがないと判断されるまで閉鎖します。児童クラブは利用できません。
- ★お子さんの学級が学級閉鎖をしているときは、児童クラブを利用できません。

裏面も見てください

2 ご家庭での協力について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止について

新型コロナウイルスは誰がかかってもおかしくない病気です。誰もが安心して治療を受け、社会に戻ることができるよう、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等は絶対に行わないでください。

新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、感染者やその家族は、感染したことにより心身ともに苦しい状況に置かれます。感染者探しや感染者、その家族への誹謗中傷は厳に慎むようお願いいたします。また、関係者が不当な差別やいじめ等を受けることがないようにご理解とご協力をお願いいたします。

また、PCR 検査対象となった場合は、保健所や医療機関の適切な指示のもと、登校を再開します。登校するにあたっては同様に、本人やその家族への誹謗中傷、不当な差別やいじめ等を受けることがないようにお願いいたします。

子どもたちが安心して登校し、よりよい学校生活を送れるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 感染防止に向けた取組について

○ 毎日の健康観察を

- ・お子さんの朝夕の検温や健康状態の確認をお願いいたします。
- ・お子さんに発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養するとともに、速やかにかかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診してください。

○ 家族の健康観察を

- ・小学校及び中学校については、現時点で家庭内感染が大部分であることから、お子さんだけでなく、ご家族の皆様についても毎日健康状態の確認をお願いいたします。
- ・同居のご家族に発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状が見られる場合には、登校を控えていただくようお願いいたします。

○ 学校外での感染予防を

- ・全国的な事例をみますと、部活動や学校外の活動、学習塾などでクラスターが確認されています。各ご家庭におかれましては、外出時や学校外の活動においても感染予防に努め、状況に応じて外出等の中止を判断してください。

【担 当】 学校教育課
電 話 025-545-9244
野田 牧井